

ヒアリング資料

平成20年3月26日 社会保険庁

1. 電子申請の推進のための具体的方策について
2. 日本年金機構間接業務システムの導入スケジュールについて

1. 電子申請の推進のための具体的方策について

電子申請推進のメリット

- 社保庁(日本年金機構)側での入力・点検の業務が不要となり、**業務の効率化・経費の節減**
- 社保庁(日本年金機構)側での入力誤りの機会がなくなり、**年金記録の正確性を確保**
- 事業所においても、社内の人事・給与システムとの連動により、**事務の省力化と利便性の向上**



社会保険手続の電子申請の総合的な利用促進方策の展開

(1) 手続きの簡素化

- 添付書類の省略化、電子証明書の省略化、手続き自体の省略化を進める。

(2) 分かりやすく、使いやすいシステムづくり

- より使いやすいシステムの提供、ヘルプデスクの活用、分かりやすいマニュアルの提供、使い方やメリットの周知を進める。

(3) 社会保険労務士の協力

- 社会保険労務士会への利用促進事業の委託、社会保険労務士による電子申請の代行の推進、街角の社会保険支援センターが電子申請の代行をする場合の添付書類の省略などを実施する。

(4) 行動計画の策定・推進

- 反復・継続・大量の手続(厚生年金・健康保険の届出書等)に重点を置いて、電子申請への移行を強力に推進し、段階的に電子申請を原則化することとし、行動計画を策定して推進。

(1) 手続きの簡素化

<これまでの取組>

①添付書類の省略化

- ・資格取得届等についての年金手帳の添付を省略。また、事務局ごとに相違があった様式や添付書類を統一化し、添付書類は真に必要なものに削減（平成18年10月～）
- ・社会保険労務士が提出代行する場合に、コピーで可としている添付書類は、社労士が確認することをもって、添付を省略（平成19年10月～）

②電子証明書の省略化

- ・磁気媒体届書作成プログラムを利用した電子申請について、社会保険労務士が提出代行する場合に、事業主の電子証明書に代えて事業主のID・パスワードで良いこととする（社会保険労務士の電子証明書は必要）（平成18年6月～）
- ・事業主のID・パスワードを、社会保険・雇用保険で共通化（平成20年2月～）

③手続自体の省略化

- ・住民基本台帳ネットワークを活用し、年金受給権者現況届を原則省略（平成18年10月～）

更なる
簡素化

<今後の取組>

①添付書類の省略の拡大

- ・社会保険労務士が提出代行する場合に、街角の社会保険支援センターとして認定を受けた社会保険労務士については、添付書類の省略を更に拡大

②電子証明書の省略の拡大

- ア. 事業主の電子証明書の省略
 - ・社会保険労務士が提出代行する場合に、事業主の電子証明書の省略（ID・パスワード）について、更に簡便なものとする仕組みを検討
- イ. 被保険者の電子証明書の省略
 - ・被保険者が事業主を経由して提出する届出（健康保険の被扶養者届、国民年金第3号被保険者の資格取得届等）について、被保険者の電子証明書を不要とする仕組みを検討

③手続自体の省略の拡大

- ・住民基本台帳ネットワークを活用し、氏名変更届、住所変更届等を原則省略（平成19年法律改正。平成23年度以降実施予定）

(2) 使いやすく、分かりやすいシステムづくり

① 使いやすいシステムづくり

- ア. **磁気媒体届書作成プログラムの対象追加**・・従来の6届に加え、被保険者資格取得届と同一契機で多数生じる「被扶養者届」と「国民年金第3号被保険者届」を追加。(プログラム開発)
- イ. **改善要望の収集、反映**・・磁気媒体届書作成プログラムについて、寄せられた要望を収集し、操作性を向上させるための改良を実施。(プログラム開発)
- ウ. **社会保険関係システム連絡協議会(仮称)の設置**・・民間の人事・給与等システムのシステム開発業者と情報提供や意見交換を行う場を設け、事業所の人事給与等システムと社会保険の電子申請手続の情報連携が行いやすい、使いやすいシステムを促進する。

② 分かりやすいサポート

- ア. **ヘルプデスク**・・電話で照会を受ける社会保険庁電子申請・磁気媒体申請照会窓口(ヘルプデスク)を周知し、活用する。(設置済:0570-000-381、03-6700-1188)
- イ. **分かりやすいマニュアル**・・ホームページに掲載している電子申請の利用マニュアル、ガイドブックを、よりわかりやすいものに改善するとともに、印刷物も作成、配布する。
- ウ. **窓口体制の強化**・・社会保険事務所に電子申請の担当者を配置し、看板の掲示等により電子申請の相談窓口を明示。また、担当者については、電子申請に係る研修を実施。

③ 使い方やメリットの周知

- ア. **ホームページ、パンフレット、ポスター等によるPR**
- イ. **大規模事業所への利用勧奨**・・大規模事業所に対して、重点的に電話や個別訪問により、電子申請の利用勧奨を行う。
- ウ. **磁気媒体届出からの移行促進**・・磁気媒体(FD・MO)による届出を行っている事業所に対し、決定通知書送付時に電子申請利用促進のチラシを同封するなど、電子申請への移行を勧奨。

(3) 社会保険労務士の協力

① 社会保険労務士会との連携

■ 電子申請利用促進事業の委託

次の電子申請の利用促進事業について社会保険労務士会に委託（成功報酬型）を検討。

- ・ 会員社労士に対する利用勧奨、講習会の実施（電子申請利用率の目標の設定及び推進）
- ・ 適用事業所に対する電子申請の利用勧奨（提出代行等の契約の有る事業所及び無い事業所）

② 社会保険労務士による電子申請の代行の推進

■ 事業主の電子証明書の省略

社会保険労務士が提出代行をする場合の事業主の電子証明書の省略（ID・パスワード）について、更に簡便なものとする仕組みを検討。

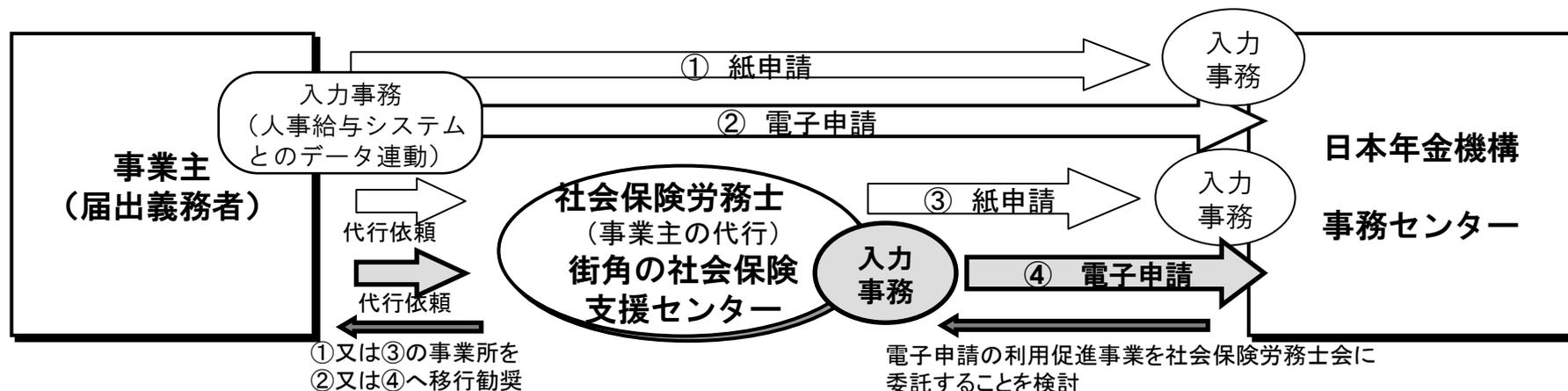
③ 「街角の社会保険支援センター」

■ 電子申請による届出代行

一定の要件を備えた社会保険労務士事務所を「街角の社会保険支援センター」として認定し、事業主の依頼に基づき、厚年健保適用等の諸届の電子申請の代行を推進。

■ 添付書類の省略

街角の社会保険支援センターの社会保険労務士には、添付書類の省略を拡大（事後に監査を行う）。



(4) 行動計画の策定・推進

- 平成22年度までにオンライン利用率50%以上を達成するとの政府の目標に向けて、行動計画を策定し、これに基づき取組を推進。
- 平成23年度以降も、電子申請の状況を踏まえつつ、事業所・個人に対する取組を更に推進する。

平成17年度 平成18年度 平成19年度 平成20年度 平成21年度 平成22年度 平成23年度

「IT新改革戦略」(平成18年1月19日IT戦略本部決定)

オンライン利用促進対象手続について、各手続の利用目標を含む利用促進行動計画を2005年度(平成17年度)に策定・公表し、2010年度(平成22年度)までにオンライン利用率50%以上を達成する

厚生労働省の「オンライン利用促進のための行動計画」 (平成18年3月29日厚生労働省情報政策会議決定、平成19年3月27日改定)

社会保険関係手続(35手続)について、手続ごとに平成20年度までのオンライン利用目標率(8%~60%)を設定し、具体的な取組を記載

「厚生労働省電子申請オンライン利用促進緊急対策」(平成20年1月11日厚生労働省業務・システム最適化等推進部会決定)

利用実績が伸び悩んでいることから、平成20年度までの緊急対策を強力に推進

年金の記録適正化や業務効率化のため、オンライン申請を推進することとし、添付書類省略等の取組を早期に進める。

22年度までの行動計画は、平成20年秋に策定予定

平成22年度の目標年に向けた行動計画

更に取組を推進

・個人の手続は、社会保障カード(仮称)が普及した段階で、電子申請化を強力に推進

・事業所関係は、実施状況を見た上で、一定規模以上の事業所には、原則電子申請化を要請

(参考1) 電子申請の重点的な取り組みについて

- 年金関係手続（年間10万件以上の手続）のうち、事業主が行う反復・大量の手続の電子申請化に重点的に取り組むことが重要。
- 更に、被保険者から事業主経由で上記と同一の契機で提出される被扶養者届、国民年金第3号被保険者関係届についても、電子申請の手続きを容易にする措置を講じた上で、一体的に取り組む。
- これらと年金受給権者現況届（住基ネットの活用により届出省略）とを合わせると、全体の9割以上に当たる。

年金関係手続 162手続（約1億7百万件）

※年金関係手続は、日本年金機構に残る手続
※数値は、平成18年度実績値

年間10万件以上の手続 25手続（約1億5百万件）

事業主が行う手続（9）

手続名	年間申請等件数	全体に占める割合
報酬月額算定基礎届	3235万件	30.3%
賞与支払届	888万件	8.3%
被保険者資格取得届	673万件	6.3%
被保険者資格喪失届	540万件	5.1%
報酬月額変更届	212万件	2.0%
厚生年金保険住所変更届	164万件	1.5%
氏名変更(訂正)届	85万件	0.8%
事業所関係変更(訂正)届	25万件	0.2%
育児休業取得者申出書	17万件	0.2%

磁気媒体届書作成プログラム
がある重点取組6手続

右の12手続で
全体の約9割以上
を占める

(約9千6百万件)

被保険者が事業主経由で行う手続（2）

被扶養者(異動)届	413万件	3.9%
国年第3号被保険者資格取得等届	713万件	6.7%

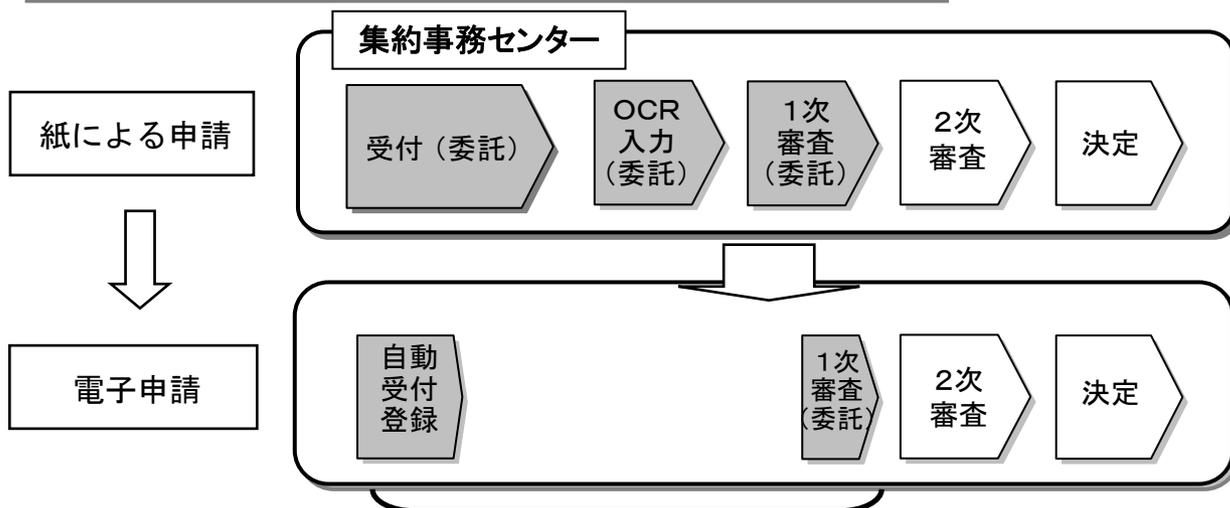
受給権者が行う手続で住基ネットの活用で省略されるもの（1）

年金受給権者現況届	2650万件	24.8%
-----------	--------	-------

(参考2) 電子申請促進のためのインセンティブ付与について

- 電子申請促進により、社会保険庁（日本年金機構）の業務の効率化と経費の節減を図ることができるが、仮にインセンティブを付与するとしても、コスト削減効果の範囲内で行うことが必要。
- また、保険料の減額については、厚年・健保の保険料は、労使折半であることから、誰の保険料を減額するのか等の問題も生じる。
- 事業所を対象とする電子申請では、まずは、事業所が行う申請事務手続の簡素化が効果的と考えられる。

集約化後（システム刷新後）の事務処理の流れ



電子申請により、
業務量削減が見込まれる部分

(電子申請化によるコスト削減効果の粗い試算)

厚生年金・健康保険の適用に係る届出について、電子申請により、届書のOCR処理及び1次審査の大部分が不要となると仮定した場合の人員・場所・機器及び帳票のコスト削減効果を試算

総額15億円、届書1件(被保険者1人)当たり23円

報酬月額算定基礎届、報酬月額変更届、賞与支払届について、全ての被保険者について年にそれぞれ1回と計算すると、

○従業員数100人規模の事業所の場合
約7000円

○従業員数10人規模の事業所の場合
約700円

2. 日本年金機構間接業務システムの導入スケジュールについて

- 日本年金機構間接業務システムについては、汎用パッケージソフトウェアを活用して導入することとしており、平成20年度予算案に工程管理及びソフトウェアに係る経費を計上。
- 平成22年1月の機構設立時より、人事・給与、会計等の事務処理を本システムにより開始する必要があり、本年4月に仕様書案についての意見招請を開始し、その調達手続に着手。

[ソフトウェアの主な機能]

汎用パッケージソフトウェアに実装されている標準的な機能に、機構の業務処理を可能な限り合わせることにより、導入期間の短縮化及び導入コストの節減を図る。

■人事・給与

- ▶人事管理情報（職員の基本情報、人事記録、人事評価記録、勤怠情報等）を電子化し、システム上で一元管理
- ▶人事管理情報を基に給与等の計算を行い、財務会計システムと連動して支払処理を実施

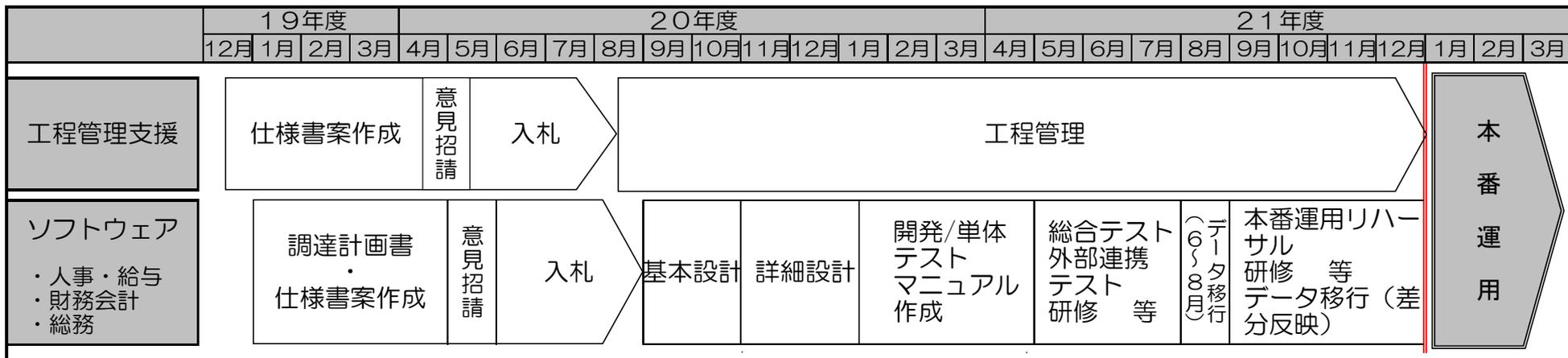
■財務会計

- ▶企業会計原則に基づいた会計処理（財務諸表の作成、自動仕訳、債権・債務管理、資産管理 等）を実施

■総務

- ▶諸手当や旅費等の申請について、職員自らの申請入力から承認処理までの事務処理を電子化し、人事・給与システム等と連動して支払処理を実施

[導入スケジュール]



(注) ハードウェア及び保守運用業務に要する経費は、平成21年度予算要求を行う予定（ソフトウェアとは分離して調達）